



Q：手続きはどうしたらいいですか？

A：在籍園（所）から相談票、申請書を提出していただき、通級利用検討会で利用可否を決定していきます。



Q：相談や申請は必ず在籍園（所）からですか？

A：はい、そうです。
保護者の相談、見学は可能です。



Q：保護者からではなく、在籍園（所）からの相談票、申請書の提出がなぜ必要ですか？

A：集団生活の中での姿を知っておられる在籍園（所）の先生に記入していただき、通級での活動や関わりに活かしていきたいと考えています。保護者さんには、面談時にお子さんの様子についてお話を伺わせていただいています。



Q：在宅の子どもの申請はどうしたらいいですか？

A：保護者からの申請となります。



Q：浜田市内在住の子どもの利用が可能となっていますが、市外から浜田市内の園（所）に通っている子どもの利用も可能ですか？

A：現在は、住所を浜田市に有している方の利用が可能です。



Q：現在、療育機関を利用しているも利用が可能ですか？

A：様々な子どもに市のサービスが届くように、療育機関を使用されている方の同時利用はできません。

